

第三者評価結果公表基準（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

NPO法人 九州評価機構

②評価調査者研修修了番号

SK2021275

SK2021276

18-002

③施設名等

名称：	八代ナザレ園
施設長氏名：	富田 美智子
定員：	本園36名 地域小規模児童養護施設6名
所在地(都道府県)：	熊本県
所在地(市町村以下)：	八代市竹原町1447
T E L：	0965-32-2926
U R L：	http://y-nazare.org
【施設の概要】	
開設年月日	1900/5/13
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人八代ナザレ園
職員数 常勤職員：	33 名
職員数 非常勤職員：	17 名
有資格職員の名称（ア）	保育士・指導員
上記有資格職員の人数：	25 名
有資格職員の名称（イ）	心理療法担当職員
上記有資格職員の人数：	1 名
有資格職員の名称（ウ）	里親支援専門相談員
上記有資格職員の人数：	1 名
有資格職員の名称（エ）	看護師
上記有資格職員の人数：	1 名
有資格職員の名称（オ）	家庭支援専門相談員
上記有資格職員の人数：	1 名
有資格職員の名称（カ）	栄養士
上記有資格職員の人数：	1 名
施設設備の概要（ア）居室数：	本体ユニット5箇所、地域小規模ホーム1箇所、一時保護専用施設1箇所
施設設備の概要（イ）設備等：	事務室、プレイルーム、地域交流ホーム、多目的研修室、応接室、
施設設備の概要（ウ）：	園長室、心理室、憩いのスペース、親子生活訓練棟、グラウンド
施設設備の概要（エ）：	

④理念・基本方針

【理念】

「神は愛」 神は愛です。愛にとどまる人は、神にとどまり、神もまた、その人にとどまっておられます。
(1ヨハネ4:16)

【養護方針】

キリストの愛の精神に基づき、児童に神を愛し人を愛する道を教え、誠実・勤勉・愛徳の人格を養い、自主的、社会的な生活態度を育成する。

誠実…責任感のある子ども 勤勉…忍耐強い子ども 愛徳…思いやりのある子ども

標語「素直で明るく、たくましく、心豊かな思いやりのある子ども」

【基本方針】

1. 児童を養育する基本をキリスト教倫理観におき、人格の尊重と隣人愛をもった信念のある人間に育てることを目指す。
2. シャルトル聖パウロ修道女会の施設であるということを自覚し、その精神を受け継ぐ。
3. 児童の自己実現へ向けて自立支援に努める。
4. 児童と家庭との関係調整に努める。
5. 児童と里親との関係調整に努める。
6. 地域社会との連携を深め福祉思想の啓発に努める。

⑤施設の特徴的な取組

- ・施設本体、また地域小規模児童養護施設をより家庭的な環境として整えることに重きを置き、食育を重視し、調理を各家で作るために調理専門の職員を配置している。
- ・社会のニーズに応えるための「子育て支援事業」（平成6年～実施）（ショートステイ・トワイライトステイ）について全国に先がけて当初から実施している。
- ・里親支援事業（フォスタリング事業）（平成6年～実施）を園として積極的に推し進め、里親、里子の関係づくりに取り組んでいる。
- ・熊本県下で最初に「解放型一時保護所」を開設。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2022/7/1
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2022/12/2
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成29年度（和暦）

⑦総評

◆特に評価の高い点

①いち早い「家庭的養護」推進の取組

国は、平成28年改正児童福祉法において子どもの「家庭養育優先原則」を明記、さらに「新しい社会的養育ビジョン（平成29年）」に基づき、現在、児童養護政策の大幅な見直しを進めていますが、本園では、施設の小規模化、地域分散化、多機能化による「家庭的養護」の推進にいち早く取り組んでいます。平成27年に、地域小規模児童養護施設（定員6名）を開設、また本園内では、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員が中心となって、家族への支援や里親の新規開拓とその支援に取り組んでいます。

②リーダー育成と職員全体の資質・能力向上の取組

「家庭的養護」推進と養育・支援サービスの質の向上を園全体での取組とするためには、人材の確保と育成、職員全体の意識改革が不可欠です。本園では、新任職員は、暫くの期間、職員の配置に「+1名追加」という扱いにし、その間は先輩職員と一緒に行動して業務を学ぶことができるように取組まれています。子ども1人に対して50人の職員で対応するという「1対50」のスタンスや「職員の人格を磨き、資質の向上を図る。」と目的が明記された教育・研修など、業務の中核となるリーダー育成と職員全体の資質向上に努めています。

◆改善を求められる点

①「中・長期計画」を踏まえた「（単年度の）事業計画」の策定

中・長期的なビジョンに基づく「中・長期の計画」については明文化された「計画書」の策定までは至っていません。また、「（単年度の）事業計画」は策定されていますが、この項目は「中・長期計画」が策定されていることが要件です。「中・長期計画」を策定し、それを踏まえた「（単年度の）事業計画」の策定が必要不可欠です。また、組織的な評価・見直しのためには、PDCAサイクルに基づき、事業計画の内容に、数値目標や具体的な成果目標などを設定し、評価の視点や手順、評価時期などの評価プロセスを明確にすることが求められます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の第三者評価は大変丁寧に見ていただき、また分析結果が「見える化」で大変分かりやすかったです。今回の評価結果を、前回の評価結果の項目と一つ一つしっかりと見比べてみました。前回、評価が低かった項目に関しては、園として、ここ数年間検討実施した結果、何項目かはその成果がはっきりと表れていたのが良かったです。ただし、それぞれの項目において、まだ十分ではない事が分かりました。特に「食育」を重視してきた当園でしたが、食事の提供に関して、コロナ禍の影響も大きく、前回と比べ、子どもの食に関する関心と、その対応のずれがあった事が分かりました。各ホームでの食の提供について再度検討する事とします。各項目のクリアについては、全職員の意識が一つになることが必至ですが、職員数が増加するにあたり、その難しさも痛感しています。従来「各委員会」に加え、今年度から「衛生委員会」を立ちあげましたので、「子どもの最善の利益を考える」その健全な活動に期待致します。

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p>【コメント】 本園は、1696年フランスに設立された「シャルトル聖パウロ修道女によって運営されており、理念として「神は愛」を掲げ、「神は愛です。愛にとどまる人は、神にとどまり、神もまた、その人にとどまっておられます（ヨハネの手紙4章16節）。」及び「わたしの兄弟、しかも最も小さな者の一人にしたのは、わたしにしたのである（マタイによる福音書25章40節）。」を引用し明文化しています。養護方針については、「キリストの愛の方針に基づき、児童に神を愛し人を愛する道を教え、誠実・勤勉・愛徳の人格を養い、自主的、社会的な生活態度を育成する。」と明記し、基本方針についてもホームページ、パンフレットに記載し、周知を図っています。 職員への周知として朝礼・職員会議・職員研修会で理念をみんなで斉唱すること、新入職員や見学者、入所者に本園のプロモーションビデオを見せ、その中で「養護施設とは」「八代ナザレ園とは」「理念」「養護方針」「基本方針」などについて情報を周知するように努めています。</p>		

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者 評価結果
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p>【コメント】 社会福祉事業全体の動向や地域の動向について、九州児童養護施設職員研究大会、全国児童養護施設長研究協議会、施設長会議並びに児童相談所や県・市等関係行政機関との意見交換会などに参加して把握・分析に努めています。国は、「新しい社会的養育ビジョン（平成29年）」に基づき児童養護政策の大幅な見直しを進めていますが、本園では、施設の小規模化、地域分散化、多機能化による家庭的養護の推進にいち早く取り組んでいます。</p>		
②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<p>【コメント】 経営課題を明確にし、措置費と寄付金に基づき財源の確保について取り組んでいます。園では、施設の小規模化、地域分散化、多機能化による家庭的養護の推進にいち早く取り組んでいます。医療的な支援が必要な子どもが多いことから、子どもが病院に通うことができるような職員配置の工夫など、積極的に支援をしています。</p>		

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
<p>【コメント】 中・長期的なビジョンについては、口頭では中・長期に関する事業の方向性を確認できましたが、中・長期（3～5年）の計画については明文化された「計画書」の策定までは至っていません。この項目は、中・長期計画の明文化がなされていない場合は「c」評価となります。 今後は、数値目標や具体的な成果等の設定により、実施状況の評価が的確に行えるよう中・長期計画、中・長期収支計画の策定が求められます。</p>		

②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
【コメント】 「(単年度の)事業計画」は策定されていますが、この項目は前項目の中・長期計画が策定されていない場合は「c」評価となります。今後は、中・長期計画を策定し、それに踏まえた「(単年度の)事業計画」の策定を通じ、数値目標や具体的な成果などを設定することにより、毎年度、実施状況の的確な評価を行える仕組み作りが期待されます。		
(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
【コメント】 「(単年度の)事業計画」はリーダー会議と職員会議で話し合い、策定しています。組織的な評価・見直しのためには、PDCAサイクルに基づき、事業計画の内容に、数値目標や具体的な成果などを設定し、評価の視点や手順、評価時期などの評価プロセスを明確にすることが求められます。		
②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
【コメント】 事業計画書には、福祉サービス内容や指導目標・指導課程、施設・設備を含む居住環境の現状、災害等に関する対応態勢等、利用者の生活に密接に関わる事項が明文化され、公表されています。事業計画の主な内容について、入所児童に対しては担当職員が説明に取り組んでいます。 今後は、事業計画の主な内容について、子どもや保護者等にも理解できるよう工夫された説明資料の作成などの工夫が期待されます。		

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
【コメント】 質の向上に向けた組織的な取組として、職員朝礼、職員会議、棟会議、リーダー会議、職員研修、ケース会議、4つの実務委員会（性教育委員会、行事委員会、環境美化委員会、衛生委員会）を設置しています。委員会は、それぞれのホームから職員一人の参加により構成、その協議内容は職員全体や子どもに伝えるように取り組んでいます。		
②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
【コメント】 毎年度の子どもへのアンケート、不適切ケア予防についての自己チェックリスト、職員へのストレスケアアンケートの評価結果に基づき、問題があった場合は研修会などを実施し、解決に努めています。 今後は、PDCAサイクルに基づき、評価結果から明確になった課題や改善項目について、職員の組織的な参画のもとで改善策や改善計画を的確に策定する仕組み作りが期待されます。		

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
【コメント】 園長（施設長）は、「(単年度の)事業計画書」の職務内容に自らの役割と責任について明記し、自らの施設の経営・管理に関する方針や取組を、朝礼、職員会議、リーダー会議などに出席し、園長自らがその折々に自分の考えを表明し周知を図っています。園長は、養育・支援の在り方について「1対50」、すなわち、子ども一人に対して50人の職員が対応するという考えを持ち、最終的に園長が責任を取ることを普段から職員に伝えています。		
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
【コメント】 園長は、九州児童養護施設職員研究大会、全国児童養護施設長研究協議会、施設長会議並びに児童相談所や県・市関係行政機関との意見交換会、人権同和問題に関する事業主等研修会、苦情解決研修会、などに参加して遵守すべき法令などを正しく理解するように取り組んでいます。必要に応じてリーダー会議を通じて職員の周知に取り組んでいます。		

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】 園長は、朝礼、職員会議、リーダー会議などに出席し、養育・支援の在り方について自分の考えを表明し、指導力を発揮しています。養育・支援の質の向上に関する組織的な態勢としては、職員朝礼、職員会議、棟会議、リーダー会議、ケース会議、職員研修のほか、4つの実務委員会を設置して具体的な取組みを進めています。		
②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】 本園は、施設の小規模化、地域分散化、多機能化による家庭的養護の推進にいち早く取組み、それができるように業務の実効性を高めるために、業務の中核となるリーダー育成や職員の資質向上に努めています。また、医療的な支援が必要な子どもが多いことから、子どもが病院に通うことができるような職員配置の工夫など、積極的に支援をしています。こうした具体的な課題については、主任やリーダー、各種専門職員と話し合い、子どもが過ごしやすく、職員が働きやすいような施設環境の改善に積極的に取り組んでいます。		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
【コメント】 園では、施設の小規模化、地域分散化、多機能化による家庭的養護の推進にいち早く取組み、そうした業務を担う福祉人材の確保・定着に取り組んでいます。子どもへの対応が困難な事例についても、主任やリーダー、各種専門職員との協議等の場を通じて職員のサポートとスキルアップに努め、各種加算職員の配置に積極的に取り組んでいます。 今後は、必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、それに基づいた取組が実施されることが期待されます。		
②	15 総合的な人事管理が行われている。	b
【コメント】 園内研修で、就業規則について今年度からの変更点を職員に周知しています。能力開発（育成）として、園外の研修会に積極的に参加を奨励するほか、毎月行われる園内職員研修会などを通して職員の人格を磨き、資質の向上を図るように取り組んでいます。 今後は、法人の理念と基本方針を踏まえた「期待する職員像等」を明確化することにより、職員に求める組織としての本園の目標を明らかにし、能力開発（育成）、活用（採用・配置）、処遇（報酬など）、評価（一定の人事基準に基づき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価）等、人事管理の具体的なプロセスに的確に対応したシステム作りが期待されます。		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
【コメント】 園では、「健康経営」の理念に基き、職員の健康作りに積極的な事業所が認定される「ヘルスター認定」を取得しています。職員の有給休暇の取得状況など職員の就業状況を把握しています。今年度より職場のストレスチェックの実施、衛生委員会の開設が行われています。		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
【コメント】 毎年2回、園長が職員と個別面談を実施しています。 今後は、法人の理念と基本方針を踏まえた「期待する職員像等」を明確にし、施設の全体目標やチーム、さらには、職員一人ひとりの目標を統合するために、目標管理のための仕組みの構築が期待されます。		
②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a

【コメント】 「(単年度の)事業計画」では、運営方法の項目、「4. 職員の資質向上」の中に「園外の研修会に積極的に参加するほか、毎月行われる園内職員研修会などを通して職員の人格を磨き、資質の向上を図る。」と明記し取組まれています。園内研修計画は、保健衛生と防犯を必須事項にし、その他は必要に応じた事項を実施しています。園外の研修会がZOOMで行われた場合、職員全体研修として活用するなど、職員の教育・研修に積極的に取り組んでいます。		
③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
【コメント】 新任職員は、暫くの期間、職員の配置に「+1名追加」という扱いにし、その間は先輩職員と一緒に行動して業務を学ぶことができるように取組まれています。職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修の機会については、「園外の研修会に積極的に参加するほか、毎月行われる園内職員研修会などを通して職員の人格を磨き、資質の向上を図る。」と明記し取組んでいます。		
(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
【コメント】 実習生の積極的な受け入れに取組み、令和3年度は大学や専門学校等養成機関から30名程度の受け入れを行っています。実習生等の養育・支援に関わる基本姿勢について、「(単年度の)事業計画」に「実習生の受け入れ」の項目を設け、「将来福祉や教育の現場で働く後進のために積極的に実習生を受け入れる。実習生を受け入れる際は事前訪問とオリエンテーションにおいて、実習生としての自覚を深めて頂くと共に、実習に取り組む姿勢や心構えを確認する。また、学校に対しても園の意向を理解して頂き、学生を事前にしっかり指導して頂くよう依頼する。」と明記しています。実習生対応マニュアルを策定し、「1. 実習生の学び」、「2. 受け入れ窓口担当者の役割、業務」、「3. オリエンテーションマニュアル」、「4. 実習担当者の役割、業務」を柱に、実習の充実に取り組む内容が明示されています。		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
【コメント】 ホームページの活用により、「①理念と方針。②施設概要(児童養護施設とは、八代ナザレ園、園の沿革など)。③活動内容。④事業内容。⑤情報開示(決算報告、第三者評価の受審結果など)。⑥八代ナザレ園の日常」について情報公開されています。		
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
【コメント】 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組として、理事を務める公認会計士からチェックと指導・助言を受けるような体制になっています。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
【コメント】 地域との関わり方についての基本的な考え方は、園の基本方針の中に、「6. 地域社会との連携を深め福祉思想の啓発に努める。」と明文化しています。コロナ禍にあっても、町内自治会など地域との交流活動は継続され、子どもと地域との関係が適切に確保されるように取組まれています。		

②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p>【コメント】</p> <p>ボランティア受け入れに関する基本姿勢について、「(単年度の)事業計画」、「運営方法」の中に「10. ボランティア」の項目を設け、「多くのボランティアさんのご協力により園内外の様々な体験の機会を共有する。」と明記し、学習ボランティアや除草ボランティアなど積極的に受け入れています。</p> <p>今後は、ボランティア受け入れについて、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルの整備などが期待されます。</p>		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	25 施設として必要な関係機関・団体等の機能や連絡方法を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p>【コメント】</p> <p>町内会、学校のPTA活動、病院、児童相談所、八代市社会福祉協議会の開催する地域ネットワーク（現在コロナ禍により休止中）など関係機関・団体との連携は適切に行われています。緑の少年団に参加、JR新八代駅周辺にはロータリークラブと協力して花の植栽、地域団体「やっちろやっ隊」からの天草サーカスのご招待、子ども食堂の支援などのほか、園に寄付を頂いた、いちご・ミニトマト・米・野菜などを地域に配る活動も行うなど、地域との連携が適切に行われています。</p>		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<p>【コメント】</p> <p>地域の子ども会、町内会、民生委員、ロータリークラブ、子ども食堂、「やっちろやっ隊」などを通じた地域住民との交流や、病院、児童相談所、八代市社会福祉協議会、学校など地域の関係機関・団体との連携などのほか、八代市の委託事業、「子育て短期支援事業」のショートステイとトワイライトステイの活動を通じて、地域の福祉ニーズや生活課題などの把握に努めています。</p>		
②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<p>【コメント】</p> <p>地域の子ども会に対し地域交流ホールの開放や、夏休みのラジオ体操にグラウンドや園庭の開放を行っています。「里親推進事業」を実施する団体に対し会合の場の提供など、地域コミュニティの活性化やまちづくり、児童福祉などに貢献をしています。</p>		

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>「(単年度の)事業計画」の中の、「理念」及び「養護方針と基本方針」において、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示しています。「養護方針」には、「誠実(責任感のある子ども)」、「勤勉(忍耐強い子ども)」、「愛徳(思いやりのある子ども)」の3項目を掲げ、「素直で明るく、たくましく、心豊かな思いやりのある子ども」の育成をうたっています。子どもの尊重や基本的人権の配慮について共通の理解を持つために、園外の研修会に積極的に参加するほか、毎月行われる園内職員研修会などを通して職員の人格を磨き、資質の向上に取り組んでいます。子ども1人に対して50人の職員で対応するという「1対50」の養育スタンスや、子どもからの要望について、それが園のきまりで要望に応えることが難しい場合でも「突き放さず関わりを持ち続ける」よう、職員が自立支援に取り組んでいます。</p>		
②	29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
<p>【コメント】</p> <p>子どものプライバシーの保護のために個室を整備しています。毎年、不適切なケアの予防のため「自己チェックリスト」を実施、その中にプライバシーの項目があり、プライバシーに配慮した養育・支援を行っているのか、実際に確認できるようになっています。「八代ナザレ園の生活の流れ」には、部屋に入る時は、『ドアをノックし「おはようございます」と声かけして開け、入る。』と明記されています。</p> <p>今後は、子どものプライバシーの保護について、規程・マニュアルなどをより一層充実化し、職員の共通の理解を得るための取組が期待されます。</p>		

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
①	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
【コメント】 理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特徴などを紹介したホームページ、パンフレット、紹介用のプロモーションビデオを準備し、それらを用いて施設に入所予定の子どもや必要に応じて保護者等に対し個別に丁寧な情報提供をするように努めています。		
②	31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
【コメント】 養育・支援の内容については、入所時に説明していることがうかがえました。養育・支援の過程については、子ども達に対し、その折々に説明していることがうかがえました。 今後は、意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮について、適切な説明、運用が図られるために、例えばマニュアル等の整備などが期待されます。		
③	32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
【コメント】 養育・支援の内容の変更に当たっては、児童相談所と連携して対応を行っています。施設を退所した後も、子どもから園へ連絡ができるような仕組み作りに努めています。		
(3) 子どもの満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
【コメント】 子どもの満足に関する調査として、毎年全国社会福祉協議会の第三者評価の利用者調査をベースにしたアンケートと食事の嗜好調査を行っています。以前は、施設全体の子ども会を実施していましたが、現在はそれぞれの自分で生活している棟毎に色々なことを気軽に話せる環境と苦情解決ができるように取組んでいます。 今後は、子どもの満足に関する調査の担当者などの設置や、把握した結果を組織的に分析・検討し改善に結びつけるための仕組み作りが期待されます。		
(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
【コメント】 苦情解決の体制が整備され、苦情解決マニュアルを策定しています。第三者委員はボランティアや地域の方など、園にゆかりがあり子どもにもなじみがある人を選定するようにしています。苦情に関わる話題は、子ども達と各棟の職員が話し合い、共に解決を考えるように取組み、必要に応じて個人の日誌などに記録しています。 子どもの権利擁護への取組みとして、投函ポストを設置していますが、なかなか子ども達がポストを活用していないという状況があるため、今後は、子どもや保護者などが相談・苦情を申し出しやすいような工夫が期待されます。		
②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
【コメント】 子ども達が生活している棟ごとに色々なことを気軽に話せる環境と苦情解決ができるように取組んでいます。以前は、各ユニットの毎夕食や土日の昼食や土日の昼食に園長や事務職員が同席し、子どもとの意見交流を行っていましたが、コロナ禍によりそれを休止しています。 今後は、コロナ禍前まで行っていた意見交流に代わる、ホームの外部の人に相談や意見を述べやすい仕組み作りが期待されます。		
③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
【コメント】 子ども達が生活している棟ごとに色々なことを気軽に話せる環境と苦情解決ができるように取組んでいます。ホームの職員と子ども達で解決法を考え、必要に応じてリーダー会議、職員会議などで解決法を話し合うように努めています。		

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p>【コメント】</p> <p>園では子ども達が「安心・安全・安定」を感じられるように取組んでいます。特に、園では「安定」ということを重視されています。事故などの発生時の対応と子どもの安全確保については「事故発生時対応マニュアル」、「防犯管理マニュアル<不審侵入防止及び侵入時の対応>」「性的問題行動への対応」等を策定し、研修会などで職員への周知に取り組んでいます。ヒヤリハットについては必要に応じて朝礼や職員会議で共有に取り組んでいます。今後は、リスクマネジメントに関する委員会などを設置することで、「事故発生時対応マニュアル」の「事故対応計画の策定」や「事前情報収集」について組織的に対応できるようになることが期待されます。</p>		
②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>感染症の対策については、看護師が中心となり、「感染対策マニュアル」に基づいて対応しています。「感染対策マニュアル」には、①施設内感染対策の指針、②感染症の基礎知識、③平常時の感染対策、④感染症発症時の対策、⑤基本的な対策（標準予防策）、⑥感染経路別予防策、⑦感染症別対策などが盛り込まれています。看護師から子ども達に説明し、職員には「保健衛生」をテーマに園内研修を行い、定期的に感染症の予防や安全確保に関する周知に取り組んでいます。</p>		
③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p>【コメント】</p> <p>災害時の対応として「防災マニュアル」と「(単年度の)事業計画」の中で、「災害発生時の緊急連絡系統図。自営消防編成表。防火体制。夜間の災害発生時の対応」を作成し、それらに基づいて適切に対応するように取り組んでいます。食料品や備蓄などを整備し、毎月火災や地震を想定した避難訓練を実施しています。今後は「事業継続計画 (BCP)」を策定し、より実効性の高い取組を積極的に行うことが期待されます。</p>		

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
<p>【コメント】</p> <p>養育・支援について標準的な実施方法として「八代ナザレ園の生活の流れ」を策定し、年度初めに全職員に配付し、各棟ごとに読み合わせを行い、職員に周知するように取り組んでいます。「八代ナザレ園の生活の流れ」には、子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる事項が明示されています。</p>		
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p>【コメント】</p> <p>養育・支援に関わる標準的な実施方法として「八代ナザレ園の生活の流れ」を作成し、年度初めに全職員に配付し、各棟ごとに読み合わせを行い、それぞれの棟ごとに自分のホームに適合した内容に手直しをしていることがうかがえました。</p> <p>ただし、養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しがいつ行われたのかが確認できないために、今後は確認できるような取組の「見える化」が期待されます。</p>		

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
【コメント】 自立支援計画の策定にあたって、①入所児童の意見をどのように反映させているか、②児童自身に児童自立支援計画をどのように説明しているか、子どもの意見をどこまでいかせているかなどの視点を重視し、その具体的な対応策として、園では「子ども応援会議」を実施しています。園のアセスメント手法として、子ども応援会議の書式、①、②を用いて子どもの意向の把握に取り組めます。子どもとホーム担当職員2名以上で構成される子ども応援会議Ⅰで話し合いを行い、子ども応援会議Ⅰを基に、子ども、担当職員、専門職で構成される子ども応援会議Ⅱでさらに話し合い、自立支援計画を策定しています。自立支援会議について、3期に分けて目標設定、評価、見直しに取り組んでいます。		
②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
【コメント】 自立支援計画は、1年間を3期に分けた自立支援会議で、目標設定、評価、見直しに取り組んでいます。1期は、目標設定は職員が設定済みですが、評価は子ども応援会議Ⅰにて行い、2期の目標支援内容の設定は子ども応援会議Ⅱで行い、評価は子ども応援会議Ⅰにて行います。3期の目標、支援内容の設定は担当職員、専門職で行い、評価は子ども応援会議Ⅰで行います。次年度1期の目標、支援内容の設定を子ども応援会議Ⅱにて行うこととして、その策定に取り組んでいます。		
(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
【コメント】 子どもに関する育成記録については、園長が確認し、記入する職員ごとの視点で書かれるために記録が異なることがある場合には、職員が統一した視点で見えるように指導しています。記録する職員で記録内容に差異がないように、「引継ぎの仕方について」をテーマに園内研修を実施するなど、その共有化に取り組んでいます。		
②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
【コメント】 子どもについての記録の保管、保存などに関する規定を定めています。子ども達の個人情報について、園のパソコンからしかアクセスできないように取り組み、子どもに関する記録については鍵付きの書庫に保管しています。警察署の職員を講師に招き、「SNSの危険性」について研修を実施、子どもと職員に説明するなど、意識啓発にも取り組んでいます。		

内容評価基準（24項目）

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護		第三者 評価結果
①	A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<p>【コメント】</p> <p>「（単年度の）事業計画書」の最初のページに「児童憲章」を掲げ、その基本的なスタンスを明示しています。また、「八代ナザレ園の基本方針」には「児童を養育する基本をキリスト教倫理観におき、人格の尊重と隣人愛をもった信念のある人間に育てることを目指す。」と明記しています。「児童憲章」については、職員会議の時に確認、新人研修、職員研修において子どもの権利擁護に関する養育・支援の取組について共通理解を持つように努めています。自立支援計画の策定にあたっては、①入所児童の意見をどのように反映させているか、②児童自身に児童自立支援計画をどのように説明しているか、③子どもの意見をどこまでいかせているかなどの視点を重視し、その具体的な対応策として、園では「子ども応援会議」を実施しています。また、定期的に「不適切なケアの予防のための自己チェックリスト」や子ども達へアンケートを実施して、権利侵害の防止と早期発見に努めています。</p>		
(2) 権利について理解を促す取組		
①	A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b
<p>【コメント】</p> <p>「子どもの権利ノート」を配付しています。普段の生活を通して、子どもが自他の権利に関するやり方について確認ができるように対応し、上手いかなかたときには子ども自身にどうすればよかったのかを考えるように言葉掛けを行い、自他の権利について正しい理解を促すように努めています。園内研修などで、職員が子どもの権利に関する学習機会を設けています。</p>		
(3) 生き立ちを振り返る取組		
①	A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	b
<p>【コメント】</p> <p>生き立ちを振り返るタイミングは、子ども自身が知りたいと思ったタイミングと考え、その時に子どもの担当職員と家庭支援専門相談員が、いつ、どのように話すかについて児童相談所と相談しながら取り組んでいます。子ども一人ひとりの成長の記録の写真は年3回、データの中から記録しておきたいものを自分で選ばせ、アルバムを作成しています。</p> <p>職員の自己評価からは、LSW（ライフストーリーワーク）について、「もっと深く理解したい。」、「もっと園で話し合いたい。」という風な意見が感じられるため、より一層の取組の工夫が期待されます。</p>		
(4) 被措置児童等虐待の防止等		
①	A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<p>【コメント】</p> <p>不適切なかかわりの防止と早期発見について、新人研修で「怒ると叱るの違い」についての学習を実施、園内研修では「聞き方・伝え方・怒りのコントロール」、「虐待防止を超える」、「かかわり方とコーチング」などのテーマで取り組んでいます。定期的に「不適切ケアの予防のための自己チェックリスト」を実施し、「八代ナザレ園の生活の流れ」、「性的問題への対応」など、具体的な例を示すなどして、職員が共通理解を持つように取り組んでいます。子どもへの不適切な行為については、就業規則に基づいて、行為を行った職員及び行為の事実を認識しながら施設に対して何ら報告を行わなかった職員に対して厳正に処分を行うこととしています。また、子どもの最善の利益を図り、その意見を尊重するといった観点から、定期的に子ども対象のアンケートを実施、地域交流ホールの玄関に「投函ポスト」を設置し、投書された要望などについては、必要に応じて子どもの意向や意見を聴取し、子どもの支援に反映させるよう取り組んでいます。</p>		
(5) 支援の継続性とアフターケア		
①	A5 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	b
<p>【コメント】</p> <p>入所前の生活や入所する理由などの情報を入手し、それをもとに子どもの不安感が少なくなるように関わるように努めています。迎え入れる日には、子どもが好きなものを用意し、入所した時温かく迎えることができるように、受け入れの準備をしています。</p>		
②	A6 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a

【コメント】
施設ではいつも職員がいることから子どもは一人になる経験が少ないため、退所後の生活に向けて、自活訓練用の部屋を用意し、職員が最低限しか関わらない生活の中で洗濯、掃除、食事作り等を体験するように取り組んでいます。退所前に連絡先を交換して、退所後も相談でき、支援をしていくことを伝えています。家庭支援専門相談員が退所者の状況把握と生活相談に取り組んでいます。就労先などからの連絡にも対応しています。

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
①	A7 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
【コメント】 朝礼、職員会議、新人研修、職員研修、子ども応援会議などで子どもを理解し、受容的・支持的な態度で寄り添う養育・支援の方法について職員が共通理解を持つように努めています。「1対50」、すなわち、子ども（1人）に対し全職員（50人）で、子どもを理解し対応するスタンスで子どもとの関わり作りに取り組んでいます。		
②	A8 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a
【コメント】 まずは、子ども達が安心・安全・安定が充足されるように取り組んでいます。特に、本園では「安定」というキーワードを重視しています。子どもの要求がわがままなのか、正当な欲求なのか、それともかわりを持ちたいという意図なのか、子どもの表情を見ながら確認するように努めています。「生活のきまり」は、担当する身近な職員が一定の裁量権を有し、そこで生活している子どもの意思を可能な限り尊重し、子どもの発達に応じて柔軟に対応できるように、それぞれのホーム毎に職員と子ども達が話し合っ決めてるようにしています。		
③	A9 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
【コメント】 園では自立支援計画を策定するために、「子ども応援会議」を実施しています。「子どもの力を信じて見守る。」という姿勢を大切にするため、子どもとホーム担当職員2名以上で構成される子ども応援会議Ⅰで話し合い、子ども応援会議Ⅰを基に、子ども、担当職員、専門職員で構成される子ども応援会議Ⅱで話し合い、自立支援計画を策定しています。自立支援計画については、3期に分けて目標設定、評価、見直しに取り組んでいます。子ども応援会議では、「一緒に問題解決にあたっていくことを子どもに明確に伝えること」を重視し、①冷静に聴く、②共感的に聴く、③「はい」「いいえ」で答えられる質問は避ける、④問い詰めない、という聴き取りのスキルを用いて、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、自立のステップを踏み出せるように取り組んでいます。そうして作成された自立支援計画に基づいて、できるかぎり子どもができることは子ども自身にさせるように努めています。朝礼や職員会議などで、子どもの最新の情報が共有されるように努め、「1対50」の具現化に取り組んでいます。		
④	A10 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
【コメント】 子どもの発達の状況に応じて通園・通学を保障しています。日常生活の中で、子ども達の学びや遊びに関するニーズを把握し、幼児から高校生まで、年齢段階に応じた図書などの文化財、学習教材のほか年齢に応じて玩具・遊具が用意されています。		

⑤	A11 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
<p>【コメント】</p> <p>子どもに配慮した独自性を尊重しつつ、全体としての調和を保つように、各ホームごとに子どもと職員が十分な話し合いのもとに「しなければならないこと」と「してはならないこと」を理解し、生活するうえでの規範など守るべき決まりや約束を一緒に考え作っていくようにしています。「(単年度の)事業計画書」で明示されている「指導目標、年間目標と月間目標、指導留意点」、「日課表」、「指導過程の領域」や「八代ナザレ園の生活の流れ」などに基づいて、日常生活のやりとりの中から子どもが社会生活を営むうえで必要な知識や技術を日常的に伝え、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるように支援に取り組んでいます。高校生からスマホを所持できるため、子ども達に最寄りの警察署から講師を招きSNS研修「SNSの危険性について」を開催、ネットやSNSに関する知識や自分を守るためのスキルが身につくように支援しています。中高生の就寝前(23時)には、携帯電話や音楽機器を職員に預けるように取り決めています。</p>		
(2) 食生活		
①	A12 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	b
<p>【コメント】</p> <p>毎年、食事のアンケートを実施して、子どもの意向を献立作成などに反映するように努めています。食材の手配や献立の作成は栄養士が行っていますが、食育のために、各ホームごとに調理と盛り付けを行い、できるだけ出来立ての食事を提供するように努めています。子どもの年齢に応じた食材の切り方や盛り付けなどの工夫を行い、子ども達が基礎的な調理技術を習得できるように、休日などに職員が子どもと一緒におかし作りや調理などをする機会を設けています。子どもからのアンケートの結果からは、食事に関する要望があるように感じたため、今後はそうした要望に可能な限り対応することが期待されます。</p>		
(3) 衣生活		
①	A13 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	b
<p>【コメント】</p> <p>篤志家からの寄付や頂き物の衣服も多く、汚れたときにすぐに着替えることができ、またTPOに合わせた服装ができるよう、十分な衣類が確保されています。季節に応じて職員と一緒に衣替えを行い、季節にあったものを着用できるように自立支援に取り組んでいます。</p> <p>職員の自己評価からは、「衣生活について、より一層の共通理解を深めたい。」という意見が出されていることから、今後は「衣服を通じて適切に自己表現できるような支援」についての研修等の取組が期待されます。</p>		
(4) 住生活		
①	A14 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a
<p>【コメント】</p> <p>「(単年度の)事業計画書」の中で「朝上がる前に終わらせる仕事(掃除場所)」について明記し、清潔保持に取り組んでいます。環境美化委員を設置して、環境整備に取り組んでいます。居室などの整理整頓や掃除の習慣が身につくように、苦手な子どもに対しては職員と一緒にしています。ホームを風車形式で建てること、1日の陽当たりや洗濯物の乾き具合もよく、どこにいても中庭が見えることで子どもの危険性キャッチができ、中庭でみんなが集えるように取り組んでいます。</p>		
(5) 健康と安全		
①	A15 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
<p>【コメント】</p> <p>看護師が中心となり、園の方針で、積極的に病院受診ができるように努め、医療機関と連携を取って、一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理しています。服薬管理の必要な子どもに対しては、職員による確認と場合によっては服薬表を利用して飲み忘れ防止の徹底を図っています。</p>		

(6) 性に関する教育		
①	A16 子どもの年齢・発達状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
<p>【コメント】</p> <p>性教育委員会を設置して、職員を対象に、①性教育（委員会）の活動内容について、②グループワークについて、③プライベートゾーンについて、④性的問題行動への対応マニュアルについて、⑤性教育に関わる質問・疑問などについてなど、多様なテーマで研修を実施しています。性教育委員会が中心となって、子どもの年齢や発達状況に応じて、性についての正しい知識、関心が持てるような機会の提供に取り組んでいます。性教育が子ども達に、より身近なものとなるために、性教育の愛称を児童より募集するなど工夫をしています。</p>		
(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
①	A17 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
<p>【コメント】</p> <p>子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題については、朝礼、職員会議、において協議し、それぞれの個別の事態に応じて、児童相談所や医療機関等関係機関と連携を図り、対応に努めています。</p> <p>職員の自己評価からは、子どもの行動上の問題に対して、適切な援助技術を行えるようもっと理解を深めたいという意見が感じられるため、今後は子どもの状況や発達課題に的確に対応した支援・援助のスキルアップにつながる研修等の取組が期待されます。</p>		
②	A18 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
<p>【コメント】</p> <p>各ホームの構成については、子ども同士の関係性、年齢、性別（男性は原則同じ世代の子どもを集める。女性は長期的な目で判断する）などの観点から総合的な配慮に基づいて行われています。暴力やいじめに対する対応が施設だけでは困難と判断した場合には、児童相談所など関係機関に協力を得ながら、子どもの最善の利益の観点からその解決・改善に取り組んでいます。</p>		
(8) 心理的ケア		
①	A19 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
<p>【コメント】</p> <p>園内には心理室が設けられ、心理療法担当職員が中心となり、心理的ケアが必要な場合は、自立支援計画に基づき心理支援プログラムが策定されています。</p> <p>職員の自己評価からは、心理療法担当職員の役割（業務）や支援内容についてのもっと理解を深めたいとの意見が感じられるため、今後は心理療法担当職員と職員全体で心理的支援の目的と実務に関する知識やスキルが共有されるような仕組み作りが期待されます。</p>		
(9) 学習・進学支援、進路支援等		
①	A20 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
<p>【コメント】</p> <p>平日は職員による学習支援を行い、週末には学習ボランティアを活用しています。学力に応じて、学校と連携して、子どもの課題を共有しながら学習支援に取り組んでいます。子どもの希望に応じて、公文や塾などへの通学が可能なように学習環境の整備がなされています。学習を始める時間や場所は各ホームで決めることが可能ですが、最低1時間は学習の時間を設けるように目標を立てています。学校からの連絡、提出物は職員が確認するようにしています。</p>		
②	A21 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
<p>【コメント】</p> <p>職業指導員を設置し、子どもの職業選択のための相談、助言、情報提供に取り組んでいます。子どもの意向を踏まえ、普段の会話の中で進路について子ども自身と職員が話し合い、「子ども応援会議Ⅰ」で「自分の将来（3年先）」のゴールをテーマに子ども自身と職員で話し合い、一緒に考えています。進路選択に当たって、学校を中心として、三者面談では保護者にも同席をしてもらうように努め、支援をしています。進路決定に関わる経済的な援助については、奨学金等の情報提供や必要に応じて園長から推薦状を書くなどの取組をしています。</p>		

③	A22 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
<p>【コメント】 高校生のアルバイトに関しては、社会体験の機会として、学校の許可が出れば、アルバイト等をはじめるとを奨励しています。卒園する前に、車の免許を取得できるように取り組んでいます。子どもの自立を支援している民間団体等の活動に参加させるなど、社会経験を積み重ねる多様な機会を活用しています。</p>		
(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
①	A23 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b
<p>【コメント】 入所後の連絡や交流については、家庭支援専門相談員が中心となって、家族との信頼関係の形成に取り組んでいます。 職員の自己評価からは、家庭支援専門相談員の役割（業務）の理解や支援内容についての理解をもっと深めたいとの意見が感じられるため、今後は家庭支援専門相談員と職員全体で家庭支援の目的と実務に関する知識やスキルが共有されるような仕組み作りが期待されます。</p>		
(11) 親子関係の再構築支援		
①	A24 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p>【コメント】 平成28年改正児童福祉法は、子どもの「家庭養育優先原則」を明記し、重要な課題と位置づけました。本園では、家庭支援専門相談員が中心となって、親子関係の再構築のために家族への支援に取り組んでいます。親子生活訓練室の活用など、家族の養育力の向上などに取り組んでいます。 職員の自己評価からは、家庭支援専門相談員の役割（業務）の理解や支援内容についての理解をもっと深めたいとの意見が感じられるため、今後は家庭支援専門相談員と職員全体で、「親子関係の再構築」という家庭支援の目的と実務に関する知識やスキルが共有され、「家庭的養護」の在り方について総合的な支援・援助の一層のパワーアップが図られるような仕組み作りが期待されます。</p>		